
伊勢原市こども計画

〈令和7年度～令和11年度〉

【概要版】

こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく
“こどもまんなか”のまち いせはら



©伊勢原市

令和7年3月
伊勢原市

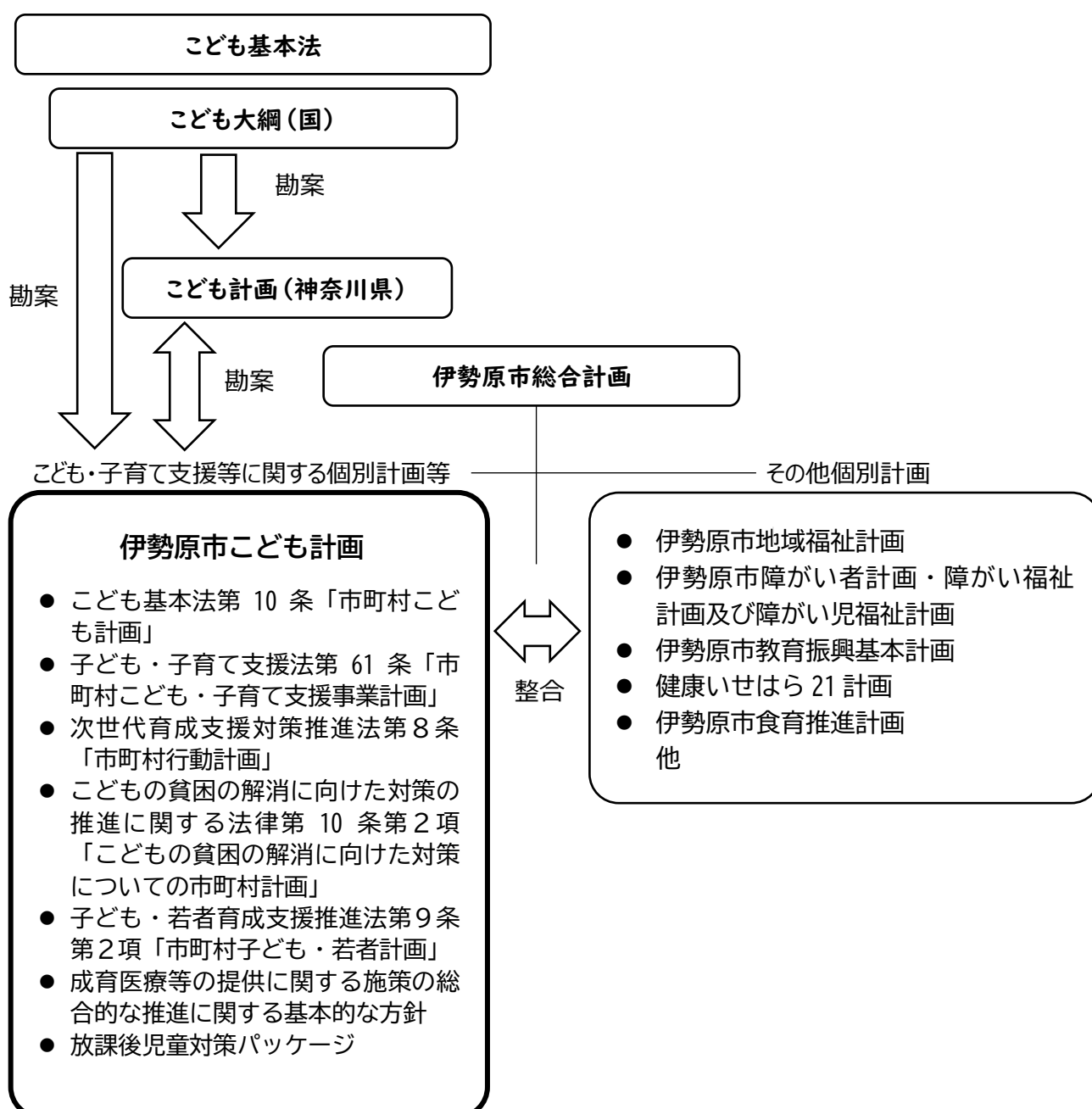
計画策定に当たって

1 計画の位置付け

この計画は、こども基本法第10条に基づき、国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

なお、この計画は「伊勢原市総合計画」を上位計画とし、「伊勢原市地域福祉計画」、「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等の保健福祉分野における関連計画のほか、「伊勢原市教育振興基本計画」等の教育分野における施策との整合を図りながら推進するものです。

●上位・関連計画との関係



2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会環境や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行う予定です。

3 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった一定の年齢で必要な支援がとぎれないよう、こどもの定義を「心身の発達の過程にある者」としています。

本市の計画では、一体として包含する各個別計画は主な対象の世代があるものの、こども計画としては一定の年齢上限は定めないものとし、それぞれの対象への施策を実施するものとします。

基本理念と施策の体系

1 基本理念

国の考えや、市の現計画の基本理念等を踏まえつつ、新しい基本理念を次のとおり設定します。

こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく

“こどもまんなか” のまち いせはら

2 5つの基本方針

- (1) 一人一人の意見や個性、多様性が尊重され、自己肯定感を持つことができる環境づくり
- (2) 健やかに成長でき、自分の可能性を広げることができる環境づくり
- (3) 全てのこども・若者の安全と安心が保障される環境づくり
- (4) 親としての成長や生きがいを支える環境づくり
- (5) 地域社会全体でこども・若者の自立と成長、子育てを支える環境づくり

3 施策の体系（施策の方向）

施策の方向1 ライフステージを通したこども・若者施策の推進

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策の方向2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
産前産後の支援の充実と体制強化、幼児教育・保育の質の向上 等
- (2) 学童期・思春期
多様な居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化 等
- (3) 青年期
若者にとって魅力ある地域づくり、就職を希望する方への支援、結婚を希望する方への支援 等

施策の方向3 子育て当事者への支援施策の推進

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援
- (3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4)ひとり親家庭への支援

施策の方向4 施策推進の基盤となる取組

- (1)子ども・若者の社会参画・意見反映
- (2)子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3)子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成

施策の方向1 ライフステージを通した子ども・若者施策の推進

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

NO.1	子ども・若者の権利に関する普及啓発	(人権・広聴相談課)
「子ども基本法」や「子どもの権利条約」に関する普及啓発を行います。		
NO.2	子どもの人権相談窓口の周知	(人権・広聴相談課)
「子どもの人権 110 番」や「LINE じんけん相談」、「子どもの人権 SOS ミニレター」を周知します。		
NO.3	児童虐待防止等事業	(子ども家庭相談課)
要保護児童対策地域協議会の連携の強化、児童虐待の予防及び早期発見(初期対応)、適切な支援に関する取組を行います。		

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

NO.4	福祉教育推進事業	(福祉総務課)
子どもたちの福祉に関する意識を高め、思いやりの心を育むため、市内各小中学校へ福祉作文の募集を行います。		
NO.5	ミニデイ(サロン)活動における世代間交流の推進	(介護高齢課)
ミニデイ(サロン)に小学生等を招いたり、小学校に出向いたりして高齢者との交流を行います。子どもたちと高齢者が一緒になって、夏祭り、クリスマス会、卒業生を祝う会、昔遊びなどの行事を行います。		
NO.6	子どものスポーツ活動の推進	(スポーツ課)
スポーツ少年団の活動として体力づくりや仲間づくり、スポーツ少年団のジュニアリーダーの育成を実施します。また、スポーツ推進委員協議会の活動として特別支援学級在籍の児童生徒が運動やレクリエーションを体験する機会を提供します。		
NO.7	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)【新規】	(子ども育成課)
保護者の就労等の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、市内の教育・保育施設等を利用できる制度を創設します。対象：0歳6か月～2歳の未就園児(仮) 料金：1時間当たり300円程度(仮)		
NO.8	外国につながる子ども及び保護者支援	(子ども育成課)(市民協働課)
外国につながる子どもが教育・保育を受けやすい環境を整備します。		
外国につながる子どもを含めた外国籍市民等が安心して暮らせるよう、日常生活における様々な相談を受け付ける一元的相談窓口を整備します。		
NO.9	子ども体験活動事業	(青少年課)
放課後子ども教室や少年地域体験学習事業、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、子どもが様々な体験・経験をするための機会を提供します。		

特に、放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後児童対策パッケージに基づき、児童コミュニティークラブとの連携、一体的な取組を進めるため、児童コミュニティークラブ支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターの連携を強化し、実施日の調整、共通プログラムの企画等を行います。また、地域学校協働活動事業の一事業として、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのために、地域学校協働活動推進員並びに教育委員会や小学校と連携・協力して、総合的な放課後対策を推進します。

NO.10	子ども・若者の居場所づくり推進事業	(青少年課)
公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置プランに沿った施設の見直しに適切に対応しながら、「こども大綱」に基づく、こども・若者の健全育成や活動の拠点となる地域における居場所づくりを推進します。		
NO.11	市民参加の公園づくり	(みどり公園課)
市民ニーズに対応した公園づくりを進めるため、地元住民と公園の在り方の検討を行い、公園施設（遊具等）の更新を行うとともに、公園愛護会により、市民参加型の公園管理を推進します。		
NO.12	移動教室推進事業	(教育指導課)
図書館・子ども科学館における移動教室を実施します。		
NO.13	創意ある学校づくり推進事業	(教育指導課)
各学校で、「地域とともにある学校」、「総合的な学習の時間」等、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域社会が連携協力（「学校運営協議会」の運営）して、地域を挙げてこどもを育む教育を充実します。		
NO.14	特色ある教育推進事業	(教育指導課)
地域の自然や伝統文化、少人数の環境を生かした体験的な活動の充実を図り、特色ある豊かな教育活動を行います。また、小規模特認校制度を活用し学区外からの児童の受入れを行うことで、学校規模の適正化や教育活動のさらなる活性化を図ります。		
NO.15	外国語教育推進事業	(教育指導課)
各小中学校へA L T（外国語指導助手）を配置します。		
NO.16	日本語指導等協力者派遣事業	(教育指導課)
日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣します。		
NO.17	文化教育推進事業	(教育指導課) (教育センター)
児童生徒による文化活動や音楽鑑賞の文化行事に対して助成を行い、児童生徒の豊かな情操や感性を培う体験の場を提供します。		
NO.18	青少年健全育成のための公民館事業	(社会教育課)
各公民館で、こども・若者向けの公民館事業を実施します。		
NO.19	伊勢原市子ども読書活動推進事業	(図書館・子ども科学館) (教育指導課) (子育て支援課)
こどもの成長に合わせた読書普及事業を実施します。 伊勢原市における子ども読書活動の推進に向けて、学校図書館を「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての環境づくりを図ります。		
NO.20	サイエンスクラブ	(図書館・子ども科学館)
子ども科学館の施設を活用して年間を通じての工作・実験・天文の教室を開催し、こどもたちが理科・科学を体験する場を提供することで、こども同士の交流の場を設けます。		
NO.21	科学工作・実験教室	(図書館・子ども科学館)
子ども科学館において、募集事業や入館者を対象とした科学工作・実験教室等を実施します。		
NO.22	出張科学館	(図書館・子ども科学館)
依頼先施設を訪問し、サイエンスショーや工作実験教室等を実施します。		
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
NO.23	各種予防接種	(健康づくり課)
予防接種法で定められた予防接種を実施します。		
NO.24	健康カレンダーの配布	(健康づくり課)
健康診査、予防接種等の日程等を掲載した「健康カレンダー」を新聞折込及び市役所窓口、各公民館等で配布します。		
NO.25	二次救急小児科医療体制の整備	(健康づくり課)
休日夜間における入院・手術の必要な小児の二次救急患者に対し、関係医療機関の協力を得て、適切な医療の供給を図ります。現在は、秦野市と連携し、輪番制で小児救急を実施しており、二次救急患者の確実な受入れを行える体制を整えています。		

NO.26	院内保育の助成	(健康づくり課)
市内で院内保育事業を実施している病院等へ補助金を交付します。		
NO.27	高校生のための食育推進事業	(健康づくり課)
市内にある県立高校への骨量測定や食育授業、保護者向けの食育普及啓発等を実施します。		
NO.28	食育料理コンテスト	(健康づくり課)
児童・生徒対象の食育料理コンテスト。小学生親子・中学生・高校生の3部門に分け、朝食やお弁当作りなどをテーマに実施します。		
NO.29	母子・父子健康手帳の交付	(子育て支援課)
妊娠届出時に保健師などの専門職が個別面接を行い、母子・父子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児等に関する情報提供を行います。		
NO.30	乳幼児健康相談（すくすく健康相談）【産前・産後サポート事業】	(子育て支援課)
産前・産後から子育て期に至るまで、各公民館などで、保健師などの専門職が子育てに関する相談や保健指導を行います。		
NO.31	7か月児健康相談	(子育て支援課)
保健師などの専門職による保健指導や、保護者への子育ての情報提供や不安の解消等、子育てのサポートを行います。		
NO.32	妊産婦健康診査	(子育て支援課)
妊娠届時に妊産婦健康診査費用補助券を配布し、産前産後の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がいの発生予防及び産後うつ等の早期発見早期対応により、産前産後の健康管理を行います。		
NO.33	乳幼児健康診査	(子育て支援課)
乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、4か月、お誕生日前、1歳6か月、2歳児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。		
NO.34	経過検診（とことこ健康相談・のびのび育児相談）	(子育て支援課)
乳幼児の発育・発達等を含む健康課題について、専門医による診察や経過観察を行い、心理相談員による発達等の個別相談を行います。		
NO.35	5歳児すこやか健康相談	(子育て支援課)
5歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象にスクリーニング調査を行い、支援が必要な方に対し、保健師等の事後相談を行います。		
NO.36	思春期栄養改善事業	(学校教育課)
思春期におけるカルシウムの必要性を伝えることで、食生活を通じて生徒が自ら健康管理ができるようにするため、中学校で骨量測定等を実施し、必要に応じて栄養改善を促します。		
NO.37	中学校給食事業	(学校教育課)
市内中学校において、選択制完全給食を実施します。		
（４）こどもの貧困対策		
NO.38	再就職への支援	(商工観光課)
出産等により退職し、その後復職を希望する人に対する就業支援を推進します。		
・伊勢原市ふるさとハローワークにおける職業相談、紹介等の実施。		
・国や県、近隣他市と連携した就業支援の実施。		
NO.39	子ども学習習慣づくり支援事業	(生活福祉課)
生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校5年生・6年生、中学生を対象に週1回～2回、学習指導を行うことで、高校進学・卒業のための学習習慣をつくり、学業からの離脱防止を図ります。また、進学に係る貸付や生活保護の制度について説明し、こどもや保護者の高校進学等への意欲向上を図ります。		

NO.40	母子父子福祉相談	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の生活全般、子育て、生活援助などに関し、母子父子自立支援員が相談に応じます。また、認可保育所においても、同様のサービスを行います。		
NO.41	こども医療費助成事業	(子育て支援課)
0歳から18歳の年度末までの入院や通院にかかる保険診療医療費の一部を助成します。		
NO.42	児童扶養手当支給事業	(子育て支援課)
ひとり親家庭等に所得に応じた手当を支給します。		
NO.43	ひとり親家庭等医療費助成事業	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、家族が病気等で受診したときの医療費の一部を助成します。		
NO.44	ひとり親家庭等入学支度金支給事業	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、児童が小学校・中学校に入学する際に入学支度金を支給します。		
NO.45	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の経済的自立やこどもの福祉の増進を図ることを目的として、低金利又は無利子で資金を貸し付けます。		
NO.46	母子家庭等自立支援給付金事業	(子育て支援課)
母子・父子家庭の母又は父の自立を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部補助や、養成機関に修業し、指定の資格を取得する際に、給付金を支給します。		
NO.47	妊婦等包括相談支援事業【新規】	(子育て支援課)
妊娠届出から保健師等による面談を行い、必要な支援につなぐ等の伴走型相談支援を行います。		
NO.48	ひとり親福祉協会への支援	(子育て支援課)
母子・父子・寡婦家庭の親睦を図り、学びあいながら暮らしやすくしていくための会（自助グループ）に対し、情報提供や入会促進等を支援します。		
NO.49	ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援	(子育て支援課)
毎年8月に行われる児童扶養手当の現況届提出期間内に、ハローワーク平塚との連携による特設就労相談を実施します。		
NO.50	JR 通勤定期乗車券の購入割引	(子育て支援課)
JR 通勤定期乗車券の購入割引について、制度周知を図ります。		
NO.51	こども食堂への支援	(子育て支援課)
NPO 法人等が主催するこども食堂に対して、実施場所の提供等について支援します。		
NO.52	高等学校等進学支援事業【新規】	(子育て支援課)
就学援助世帯等のこどもを対象に、学習塾等の費用の一部を助成します。		
NO.53	幼児教育・保育の無償化	(子ども育成課)
3歳から5歳までのこどもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 (0歳から2歳児のこどもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します)		
NO.54	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	(子ども育成課)
同一世帯で2人以上のこどもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。		
NO.55	実費徴収に伴う補足給付事業	(子ども育成課)
生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成します。		
再掲	(NO.3) 児童虐待防止等事業	P 3 参照
NO.56	養育支援訪問事業	(子ども家庭相談課)
養育支援が特に必要な家庭に対して、専門員が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等支援を行います。		

NO.57	こども家庭センター事業【新規】	(子ども家庭相談課)
支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、必要に応じて合同ケース会議においてサポートプランを作成し、母子保健・児童福祉の双方の機能で連携した一体的な相談支援を実施します。		
NO.58	こどもなんでも相談事業【新規】	(子ども家庭相談課)
こども家庭センター内に「こどもなんでも相談室」を開設し、専門の相談員が、こどもや保護者等が抱える困りごとや悩み等の相談を受け付け、よりよい解決策が見つかるよう、ともに考え、適切な機関と連携し支援します。		
NO.59	子育て世帯訪問支援事業【新規】	(子ども家庭相談課)
支援が必要な家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家事支援や育児、養育支援等を行います。		
NO.60	児童育成支援拠点事業【新規】	(子ども家庭相談課)
課題を抱える児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援や食事支援等を行います。		
再掲	(NO.9) 子ども体験活動事業	P 3 参照
NO.61	子ども・若者相談支援事業	(青少年課)
学校生活や友人関係などの悩みを抱えるこども・若者からの相談及びこどもの生活態度や親子関係などの悩みを抱える保護者からの相談に対応します。		
NO.62	公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】	(青少年課)
市内における学習スペース(フリースペース)の設置状況及び設置ニーズを把握し、公共施設を活用した新たなスペースづくりに取り組みます。		
NO.63	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	(学校教育課)
経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を助成します。		
NO.64	特別支援学級児童生徒就学支援	(学校教育課)
特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、こどもの学習活動にかかる費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。また、教育センター等と連携をとり、経済的な支援を必要としている全ての家庭に支援を提供できる体制を整え、特別支援教育の推進を図ります。		
NO.65	教育相談事業	(教育センター)
複雑多様化する様々な相談に対応するため、臨床心理士をはじめとする専門職の増員を図り、心理・福祉・教育の多職種による切れ目ない支援を行います。		
NO.66	教育支援教室事業	(教育センター)
不登校状態や登校しづらくなった児童生徒に対して、家庭、学校、教育相談及び教育支援教室の連携を深め、在籍校等に通学できるようにすることや社会的自立に向けた生きる力を身につけるための適切な支援を行います。		
(５) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援		
NO.67	日中一時支援事業	(障がい福祉課)
利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスを支給決定します。		
NO.68	障害児相談支援	(障がい福祉課)
障がい児や発達に不安のあるこどもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。		
NO.69	はぐみサポートファイルの配付	(障がい福祉課)
こどもの成長記録等の情報を学校や関係機関などで共有するため、関係機関において情報を一元管理できるファイルを配付し、支援に活用します。		
NO.70	障害児通所支援	(障がい福祉課)
未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。		

NO.71	レスパイトサービス	(障がい福祉課)
障がい児者の家族が疾病等のために家族内の介護が困難となった場合や家族の日頃の介護疲れを解消する場合などに、夏季・春季・冬季期間、民間事業所で障がい児を一時的に預かり、養育や介護を行います。		
NO.72	発達障がい児者及び家庭等支援事業	(障がい福祉課)
発達障がいがある児童の保護者を対象とした「ペアレントトレーニング講座」を実施します。また、発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた「ペアレントメンター」を養成し、専門家にはできない当事者による寄り添い支援を提供します。		
NO.73	医療的ケア児等コーディネーターの配置	(障がい福祉課)
医療的ケア児等及びその家族に対し、必要なサービスの紹介・調整を行うとともに、関係機関等へつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。		
NO.74	児童発達支援センターの管理運営	(障がい福祉課)
地域の障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）の管理運営を行います。		
NO.75	教育・保育施設での障がい児受入れ	(子ども育成課)
特別な支援が必要なこどもが通園している幼児教育・保育施設の設置者に対して、特別な支援が必要なこどもを受け入れた場合の運営費の一部を助成します。		
NO.76	保育所発達サポート事業	(子ども育成課)
公立保育所で一定期間通所させ、こどもの状態に応じた保育を行います。		
NO.77	医療的ケア児の受入体制整備	(子ども育成課)
医療的ケア児を受け入れる教育・保育施設に対し、受入体制整備に係る支援を行います。		
NO.78	児童コミュニティクラブでの障がい児受入れ	(子ども育成課)
入所を希望し、入所要件を満たす全ての障がい児が児童コミュニティクラブに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。		
NO.79	発達（療育）相談	(子ども家庭相談課)
心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援をします。 また、認定こども園や保育所、障害児相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱えるこどもの支援ができるように環境を整えていきます。		
NO.80	就学相談	(教育センター)
個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前機関との連携を図り、教育ニーズに即した教育の決定に向けた就学相談を行います。		
NO.81	特別支援教育推進事業	(教育センター)
支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。（市教育支援委員会の開催、特別支援学級の設置など）		
NO.82	特別支援教育環境整備事業	(教育センター)
特別支援学級に通う児童生徒の教育活動を支援するため、児童生徒の学習活動や学校生活を介助するための職員を配置します。		
NO.83	通級指導教室推進事業	(教育センター)
通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置し、児童・保護者・在籍校への指導・支援を行うとともに、自校通級や巡回指導など、通級指導教室の在り方について検討を進めます。		
（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		
NO.84	母子生活支援施設への保護	(子育て支援課)
必要な母子に対し、福祉資源を包括的に活用した、生活基盤の確立を目指し、婦人相談員や管轄内児童相談所と連携し、施設入所の支援を図ります。また、退所後の地域生活への移行時についても、その他の援助を行います。		
再掲	(NO.7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	P 3 参照

再掲	(NO.56) 養育支援訪問事業	P 6 参照
----	------------------	--------

再掲	(NO.3) 児童虐待防止等事業	P 3 参照
----	------------------	--------

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 7 参照
----	-------------------------	--------

再掲	(NO.58) こどもなんでも相談事業【新規】	P 7 参照
----	-------------------------	--------

再掲	(NO.59) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	P 7 参照
----	-------------------------	--------

再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】	P 7 参照
----	------------------------	--------

NO.85	子育て短期支援事業【新規】	(子ども家庭相談課)
-------	---------------	------------

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行います。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

NO.86	交通安全教育の推進	(市民協働課)
-------	-----------	---------

保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、こどもの成長や発達に応じて、交通安全意識高揚のための啓発や交通安全指導等の交通安全教育を推進します。

NO.87	消費者保護事業	(人権・広聴相談課)
-------	---------	------------

「青年期」の対象者も含めた消費生活相談の実施、各種啓発事業、消費生活講座を実施します。

NO.88	社会を明るくする運動	(福祉総務課)
-------	------------	---------

伊勢原駅前において街頭キャンペーンを行うとともに、公共施設等で展示会を開催します。

再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 7 参照
----	----------------------	--------

NO.89	子ども・若者の非行・被害防止事業	(青少年課)
-------	------------------	--------

学校や地域との連携・協力による街頭パトロールの実施により、子ども・若者の非行・被害防止に取り組みます。

青少年相談室補導員や青少年指導員、警察等と連携し、薬物乱用防止や SNS の適正な使い方、闇バイト等犯罪被害の防止について周知・啓発を行います。

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ街頭キャンペーンを行うほか、市内在学の小学校5年生から高校生に対し、啓発チラシを配布します。

NO.90	若者のひきこもり支援事業	(青少年課)
-------	--------------	--------

ひきこもりや不登校に悩むこども・若者やその保護者からの相談に対応し、必要な支援に繋がります。また、居場所事業や県が実施する事業への協力による支援を行います。

NO.91	通学路の安全対策	(学校教育課)
-------	----------	---------

通学路の安全確保を図るため、学校、教育委員会、PTA、警察、自治会等が協力して各小中学校通学路の安全点検を行い、危険箇所については、道路等関係部署や警察等関係機関と連携しながら改善を図ります。

NO.92	道徳教育・人権教育の推進	(教育指導課)
-------	--------------	---------

道徳教育の充実を図るため、小中学校の道徳教育推進教員が連絡会・研修会等で道徳教育への理解を深めます。また、人権教育に対する認識を深め、指導力の向上を図るために研修会・移動教室を実施します。あわせて、研究会・研究大会等への教員の派遣を行うとともに人権教育推進指定校による指定研究発表を3年毎に実施します。

NO.93	情報教育推進事業	(教育指導課)
校務支援システムや学習でのコンピュータの活用を図るため、教職員に対して研修会等を実施します。また、児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方を始めとする情報モラル教育を充実します。		
再掲	(NO.65) 教育相談事業	P 7 参照

施策の方向 2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 7 参照
----	-------------------------	--------

NO.94	不妊症・不育症治療費助成事業	(子育て支援課)
不妊治療（先進医療分）にかかった費用の一部を助成（上限 5 万円）します。また、保険適用外の不育症治療にかかった費用の一部を助成（上限 20 万円）します。		
再掲	(NO.29) 母子・父子健康手帳の交付	P 5 参照

NO.95	マタニティクッキング	(子育て支援課)
初妊婦に対し教室を開催し、試食や栄養教育を通じて食生活の改善を促し、妊婦・胎児の健康を確保します。		
NO.96	母親・父親教室	(子育て支援課)
初妊婦やその夫を対象に、妊娠や出産、育児、栄養に関する知識を習得できるよう教室を開催します。また、教室を通じた仲間づくりや、妊娠中や産後の不安軽減のためのフォローアップを行います。		
NO.97	祖父母教室	(子育て支援課)
妊婦と初孫を迎える祖父母を対象に、育児の今昔、行政サービスの紹介、沐浴実習等の教室を開催します。		
再掲	(NO.32) 妊産婦健康診査	P 5 参照

NO.98	妊婦歯科検診	(子育て支援課)
妊娠届時に妊婦歯科検診受診券を配布し、妊娠中の歯科検診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
NO.99	妊婦のための支援給付	(子育て支援課)
妊婦のための支援給付を行います。（1 回目の支給 妊娠の届出をした妊婦に対して 5 万円 2 回目の支給 妊娠しているこどもの数（流産・死産等を含む）に対して 5 万円）		
再掲	(NO.47) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	P 6 参照

再掲	(NO.30) 乳幼児健康相談（すくすく健康相談）【産前・産後サポート事業】	P 5 参照
----	--	--------

NO.100	多胎相談支援事業	(子育て支援課)
保健師が子育ての相談に応じ、子育て支援センターにて、保護者同士の交流を図ることにより、精神的な負担の軽減や健康の保持を図ります。		
NO.101	訪問指導（妊産婦、未熟児、乳幼児）	(子育て支援課)
乳幼児のいる家庭を訪問し、こどもの健康等に関わる相談や保健指導、保護者からの子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整や支援を行います。		
NO.102	産後ケア事業	(子育て支援課)
デイサービスや訪問により、産後の母体管理や生活指導、授乳方法等育児のサポートをしたり、乳児の発育・発達の確認や産婦への心理的ケアを提供します。		
NO.103	妊産婦健康診査費用助成事業	(子育て支援課)
妊産婦健診、産後うつスクリーニングを実施し、健診費用の助成をします。		

NO.104	新生児聴覚検査費用助成事業	(子育て支援課)
生後3か月未満の乳児聴覚検査を実施し、1人当たり3千円を助成します。		
NO.105	乳児家庭全戸訪問事業	(子育て支援課)
生後4か月までの全ての乳児を対象に、第1子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については助産師が、第2子以降で乳児や保護者に特に問題がない家庭には保健師が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		
再掲	(NO.40) 母子父子福祉相談	P 6 参照
NO.106	離乳食教室	(子育て支援課)
離乳食開始から完了までの離乳食のすすめ方について学びます。		
再掲	(NO.31) 7か月児健康相談	P 5 参照
NO.107	育児教室(わんわん、ダンボ)・親子教室(あいあいランド)	(子育て支援課)
育児教室では、小集団による遊びを通して、発達面の経過観察を行い、保健師などの専門職による個別相談を行います。 親子教室では、小集団による遊び体験や保護者同士のグループミーティング等を行うことにより、子育て支援を行います。		
NO.108	乳幼児健康教育	(子育て支援課)
乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、保健師などが各公民館やコミュニティセンターなどに出向き、健康知識の普及や実技指導などを行います。		
NO.109	地域子育て支援拠点事業	(子育て支援課)
地域で孤立しがちな子育て中の保護者の育児不安を解消するため、子育てアドバイザーを配置し、親子の遊びや保護者の息抜き、情報交換や仲間づくりの場所を提供します。 また、子育て中の保護者のグループが、自主的・継続的に行う乳幼児の保育活動や情報交換、親子交流などの活動を支援します。		
再掲	(NO.33) 乳幼児健康診査	P 5 参照
再掲	(NO.34) 経過検診(とことこ健康相談・のびのび育児相談)	P 5 参照
NO.110	乳幼児健康診査時集団・個別指導	(子育て支援課)
乳幼児健康診査時に、各月齢の発育、発達、食事、歯科に関して保健師などの専門職による集団・個別指導を行います。		
再掲	(NO.35) 5歳児すこやか健康相談	P 5 参照
再掲	(NO.79) 発達(療育)相談	P 8 参照
NO.111	親子関係形成支援事業【新規】	(子ども家庭相談課)
親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、グループワーク等を実施します。		
再掲	(NO.7) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	P 3 参照
NO.112	通常保育事業	(子ども育成課)
保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより保育を必要とするこどもに対して保育を行います。		
NO.113	認定こども園の推進	(子ども育成課)
幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」を安定的に継続して運営できるよう支援します。		

NO.114	幼児教育・保育施設等整備費補助	(子ども育成課)
	幼稚園、認定こども園の施設整備に要する経費に対して助成します。	
NO.115	地域型保育事業の推進	(子ども育成課)
	小規模保育事業を安定的に継続して運営できるよう支援します。	
NO.116	産休明け保育事業	(子ども育成課)
	産後 8 週間を経過したこどもの保育を行います。	
NO.117	延長保育事業	(子ども育成課)
	保育所、認定こども園、小規模保育施設で延長保育を実施します。	
NO.118	休日保育事業	(子ども育成課)
	休日の保育ニーズに応じて、実施します。	
NO.119	低年齢児保育推進助成事業	(子ども育成課)
	保育所等の低年齢児保育にかかる費用に対し助成します。	
NO.120	民間保育所運営費等助成事業	(子ども育成課)
	民間保育所の運営費等を助成します。	
NO.121	民間保育所建設費借入償還金助成事業	(子ども育成課)
	民間保育所が施設整備及び設備整備のために福祉医療機構等から借入した場合の償還元金について、助成します。	
NO.122	認可外保育施設補助事業	(子ども育成課)
	認可外の保育施設に対して、その運営費等を助成します。	
NO.123	小規模保育施設指導監査	(子ども育成課)
	対象の事業所にて実地により指導監査を実施します。	
NO.124	幼児教育アドバイザーの配置	(子ども育成課)
	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。	
NO.125	病児・病後児保育事業	(子ども育成課)
	病中や病気回復期にあり、集団での保育ができない児童を一時的に看護師や保育士が保育します。	
NO.126	地域の育児支援事業	(子ども育成課)
	家庭で保育する保護者が育児不安の解消や、子育てに関するアドバイスを受けられるよう育児相談や園庭開放を行います。	
NO.127	幼稚園教材費補助	(子ども育成課)
	幼稚園、認定こども園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を助成します。	
再掲	(NO.75) 教育・保育施設での障がい児受入れ	P 8 参照
再掲	(NO.76) 保育所発達サポート事業	P 8 参照
再掲	(NO.77) 医療的ケア児の受入体制整備	P 8 参照
再掲	(NO.8) 外国につながるこども及び保護者支援	P 3 参照
再掲	(NO.26) 院内保育の助成	P 5 参照
NO.128	幼児家庭教育学級等	(社会教育課)
	幼児家庭教育学級等の講座を実施し、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、こどもが保育を通じて同年代のこどもたちと集団生活を学ぶ機会を提供します。	

NO.129	幼稚園・保育所と小学校の連携推進	(教育指導課)
各小学校において、幼保小の架け橋プログラムを踏まえた幼稚園や保育所との交流活動を年間計画に位置付け、年長児と児童との交流活動や授業参観を行います。		
(2) 学童期・思春期		
再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 7 参照
再掲	(NO.58) こどもなんでも相談事業【新規】	P 7 参照
NO.130	放課後児童健全育成事業	(子ども育成課)
保護者が就労や病気などで児童の育成をすることができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティークラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。		
また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進するとともに、事業内容について、市の窓口やホームページ等で利用者や地域住民へ周知します。		
併せて、民間事業所の事業拡大、及び新規参入促進による実施場所の確保に努めます。		
再掲	(NO.125) 病児・病後児保育事業	P 1 2 参照
再掲	(NO.78) 児童コミュニティークラブでの障がい児受入れ	P 8 参照
再掲	(NO.9) 子ども体験活動事業	P 3 参照
再掲	(NO.12) 移動教室推進事業	P 4 参照
NO.131	小学校教科担当制等推進事業	(教育指導課)
非常勤講師の配置を行い、小学校において教科担当制を実施します。		
再掲	(NO.14) 特色ある教育推進事業	P 4 参照
再掲	(NO.39) 子ども学習習慣づくり支援事業	P 5 参照
NO.132	小中学校校舎等改修事業	(教育総務課)
学校施設個別施設計画に基づき、トイレや外壁等の改修工事を計画的に進めるとともに、経常修繕を行い、学校施設を適切に維持管理します。		
再掲	(NO.91) 通学路の安全対策	P 9 参照
NO.133	学習活動支援事業	(教育指導課)
小学校低学年における集団生活への適応と基本的な生活習慣の修得、基礎・基本の確実な定着を図り、学習に取り組む姿勢の修得のため、指導補助員を配置します。また、中学校についても、学習支援及び集団生活への適応を図るため指導補助員を配置します。		
再掲	(NO.13) 創意ある学校づくり推進事業	P 4 参照
再掲	(NO.17) 文化教育推進事業	P 4 参照
再掲	(NO.66) 教育支援教室事業	P 7 参照
再掲	(NO.65) 教育相談事業	P 7 参照

再掲	(NO.80) 就学相談	P 8 参照
再掲	(NO.81) 特別支援教育推進事業	P 8 参照
再掲	(NO.82) 特別支援教育環境整備事業	P 8 参照
NO.134	地域学校協働活動推進事業	(社会教育課)
地域と学校が相互にパートナーとして、様々な取組を行う「地域学校協働活動」を推進します。		
再掲	(NO.28) 食育料理コンテスト	P 5 参照
再掲	(NO.51) こども食堂への支援	P 6 参照
再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】	P 7 参照
再掲	(NO.10) 子ども・若者の居場所づくり推進事業	P 4 参照
再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 7 参照
再掲	(NO.89) 子ども・若者の非行・被害防止事業	P 9 参照
再掲	(NO.90) 若者のひきこもり支援事業	P 9 参照
再掲	(NO.93) 情報教育推進事業	P 10 参照
NO.135	地域教育機関等連絡協議会の開催	(教育センター)
市内にある教育機関の教職員を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」を開催し、各教育機関等の教職員、幼児・児童・生徒の交流や情報交換等を行い、連携を図ります。		
再掲	(NO.36) 思春期栄養改善事業	P 5 参照
再掲	(NO.37) 中学校給食事業	P 5 参照
NO.136	部活動推進事業	(教育指導課)
中学校における部活動の振興を図るため、指導協力者を各中学校に派遣するとともに、生徒の各種大会への参加及び大会の運営について中学校体育連盟に対し助成します。		
NO.137	家庭教育講演会	(社会教育課)
家庭教育の一助として、家庭と地域社会の関わりや、こどもを心身ともに健やかに育てるために何をすべきかなど、各テーマを設定して、家庭教育について考える機会を提供します。		
再掲	(NO.27) 高校生のための食育推進事業	P 5 参照
NO.138	子ども・若者健全育成支援事業	(青少年課)
こども・若者を健全に育成する人材や団体の支援及び、地域で活躍できるこども・若者の育成に努めます。		
ジュニアリーダーとしての活動を希望する中学生・高校生に対し、リーダーとしての資質やレクリエーション技術の向上を目的とした研修等を行うとともに、子ども会や自治会等からの派遣依頼を受け、活動の場を提供します(市への登録制)。		
(3) 青年期		
再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 7 参照

再掲	(NO.90) 若者のひきこもり支援事業	P 9 参照
NO.139	若者の就労支援事業	(青少年課)
電話、面談、メールによる相談を受け、相談者に合った就職支援機関の紹介や情報提供を行います。		
再掲	(NO.62) 公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】	P 7 参照
NO.140	はたちのつどいの開催	(青少年課)
対象者代表から成る「はたちのつどい実行委員」を組織し、若者自らが式典の企画・運営を行います。		
NO.141	就業体験学生（インターンシップ）実習事業	(職員課)
実習期間中における就業体験学生(インターンシップ)の実習事業を実施します。		
NO.142	若者の結婚支援事業	(青少年課)
県の婚活支援事業「恋カナ！プロジェクト」と連携します（イベント協力等）。		
結婚に関する国・県の事業・制度を周知します（ホームページ掲載等）。		
再掲	(NO.38) 再就職への支援	P 5 参照

施策の方向 3 子育て当事者への支援施策の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

再掲	(NO.99) 妊婦のための支援給付	P 1 0 参照
再掲	(NO.94) 不妊症・不育症治療費助成事業	P 1 0 参照
NO.143	出産育児一時金の支給	(保険年金課)
国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。・支給単価 50 万円		
再掲	(NO.103) 妊産婦健康診査費用助成事業	P 1 0 参照
再掲	(NO.104) 新生児聴覚検査費用助成事業	P 1 1 参照
NO.144	養育医療費助成事業	(子育て支援課)
出生時体重が 2,000 g 以下又は身体の諸機能が未熟なために入院が必要となる乳児が指定養育医療機関において治療を行う場合に、入院医療にかかる費用の全部又は一部を給付します。		
NO.145	児童手当支給事業	(子育て支援課)
0 歳から 1 8 歳の年度末までのこどものいる家庭に児童手当を支給します。		
NO.146	乳幼児家庭に対するおむつ支給【新規】	(子育て支援課)
乳児を養育している家庭へ宅配により紙おむつ等を支給します。		
再掲	(NO.41) こども医療費助成事業	P 6 参照
再掲	(NO.42) 児童扶養手当支給事業	P 6 参照
再掲	(NO.43) ひとり親家庭等医療費助成事業	P 6 参照
再掲	(NO.45) 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	P 6 参照
再掲	(NO.46) 母子家庭等自立支援給付金事業	P 6 参照

NO.147	障害児福祉手当支給	(障がい福祉課)
常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児に、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
NO.148	特別児童扶養手当支給	(障がい福祉課)
一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童を監護している保護者に対して、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
NO.149	重度障害者医療費助成	(障がい福祉課)
重度の障がい児が医療機関を受診した場合に、保険対象医療費の自己負担分の一部を助成します。		
NO.150	自立支援医療（育成医療）費給付	(障がい福祉課)
18歳未満で身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去し、又は軽減するために治療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。		
再掲	(NO.53) 幼児教育・保育の無償化	P 6 参照
再掲	(NO.54) 多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	P 6 参照
再掲	(NO.55) 実費徴収に伴う補足給付事業	P 6 参照
再掲	(NO.127) 幼稚園教材費補助	P 1 2 参照
NO.151	特別支援学校在学者福祉手当支給	(障がい福祉課)
特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。		
再掲	(NO.39) 子ども学習習慣づくり支援事業	P 5 参照
再掲	(NO.44) ひとり親家庭等入学支度金支給事業	P 6 参照
再掲	(NO.63) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助	P 7 参照
再掲	(NO.64) 特別支援学級児童生徒就学支援	P 7 参照
再掲	(NO.136) 部活動推進事業	P 1 4 参照
再掲	(NO.52) 高等学校等進学支援事業【新規】	P 6 参照

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 7 参照
再掲	(NO.95) マタニティクッキング	P 1 0 参照
再掲	(NO.96) 母親・父親教室	P 1 0 参照
再掲	(NO.97) 祖父母教室	P 1 0 参照
再掲	(NO.100) 多胎相談支援事業	P 1 0 参照
再掲	(NO.101) 訪問指導（妊産婦、未熟児、乳幼児）	P 1 0 参照

NO.152	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	(子育て支援課)
神奈川県で実施している「かながわ子育て応援団」への認証登録を推進します。		
NO.153	必要な支援策を届ける広報の充実	(子育て支援課)
市ホームページ「いせはら子育てポータル」やいせはらくらし安心メール、SNS など、様々な手法により情報を発信します。		
再掲	(NO.105) 乳児家庭全戸訪問事業	P 1 1 参照
再掲	(NO.110) 乳幼児健康診査時集団・個別指導	P 1 1 参照
再掲	(NO.106) 離乳食教室	P 1 1 参照
再掲	(NO.107) 育児教室(わんわん、ダンボ)・親子教室(あいあいランド)	P 1 1 参照
再掲	(NO.108) 乳幼児健康教育	P 1 1 参照
再掲	(NO.109) 地域子育て支援拠点事業	P 1 1 参照
NO.154	ファミリー・サポート・センター事業	(子育て支援課)
育児の援助を受けたい人(依頼会員)と支援を行いたい人(支援会員)からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。		
NO.155	子育てサポーター養成事業	(子育て支援課)
地域で孤立しがちな子育て中の親子をサポートし、市の子育て支援事業に従事していただく、子育てサポーターを養成します。		
再掲	(NO.56) 養育支援訪問事業	P 6 参照
再掲	(NO.59) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	P 7 参照
再掲	(NO.85) 子育て短期支援事業【新規】	P 9 参照
再掲	(NO.111) 親子関係形成支援事業【新規】	P 1 1 参照
再掲	(NO.72) 発達障がい児者及び家庭等支援事業	P 8 参照
NO.156	利用者支援事業(基本型)	(子ども育成課)
こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。 ※こども家庭センターで実施する事業は、No.57 に掲載		
NO.157	一時預かり事業	(子ども育成課)
保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園などで預かりを行います。		
再掲	(NO.126) 地域の育児支援事業	P 1 2 参照
再掲	(NO.127) 幼稚園教材費補助	P 1 2 参照
再掲	(NO.128) 幼児家庭教育学級等	P 1 2 参照
再掲	(NO.51) こども食堂への支援	P 6 参照

再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】	P 7 参照
----	------------------------	--------

再掲	(NO.131) 小学校教科担当制等推進事業	P 1 3 参照
----	------------------------	----------

再掲	(NO.137) 家庭教育講演会	P 1 4 参照
----	------------------	----------

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

再掲	(NO.29) 母子・父子健康手帳の交付	P 5 参照
----	----------------------	--------

再掲	(NO.96) 母親・父親教室	P 1 0 参照
----	-----------------	----------

NO.158	男女共同参画事業の推進	(人権・広聴相談課)
--------	-------------	------------

男女共同参画社会の実現に向けて、普及啓発活動を推進します。

- ・伊勢原市男女共同参画推進委員会の運営
- ・いせはら男女共同参画フォーラムの開催
- ・ききょうフォーラム通信の作成・発行
- ・男女共同参画講座の開催
- ・男女共同参画に関する情報提供、啓発誌等の作成発行

再掲	(NO.152) 市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	P 1 7 参照
----	------------------------------------	----------

(4) ひとり親家庭への支援

再掲	(NO.40) 母子・父子福祉相談	P 6 参照
----	-------------------	--------

NO.159	ひとり親家庭等日常生活支援事業	(子育て支援課)
--------	-----------------	----------

ひとり親家庭等が、病気等で一時的に家庭支援等のサービスが必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、日常生活における生活援助と育児支援を行います。

再掲	(NO.42) 児童扶養手当支給事業	P 6 参照
----	--------------------	--------

再掲	(NO.43) ひとり親家庭等医療費助成事業	P 6 参照
----	------------------------	--------

再掲	(NO.84) 母子生活支援施設への保護	P 8 参照
----	----------------------	--------

再掲	(NO.46) 母子家庭等自立支援給付金事業	P 6 参照
----	------------------------	--------

再掲	(NO.48) ひとり親福祉協会への支援	P 6 参照
----	----------------------	--------

再掲	(NO.49) ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援	P 6 参照
----	--	--------

再掲	(NO.50) JR 通勤定期乗車券の購入割引	P 6 参照
----	-------------------------	--------

再掲	(NO.45) 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	P 6 参照
----	-------------------------	--------

再掲	(NO.44) ひとり親家庭等入学支度金支給事業	P 6 参照
----	--------------------------	--------

施策の方向 4 施策推進の基盤となる取組

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

NO.160	地元大学と連携した市の取組への学生の参画	(経営企画課)
--------	----------------------	---------

地元大学と連携し、大学生が市の各種取組（市主催・後援イベントや行政サービスへの従事）へ参画する機会を提供します。

再掲	(NO.141) 就業体験学生（インターンシップ）実習事業	P 15 参照
----	-------------------------------	---------

NO.161	こども・若者の意見聴取	(子育て支援課)
--------	-------------	----------

こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、政策への反映に向けて、こども・若者の意見を聴取します。

再掲	(NO.138) 子ども・若者健全育成支援事業	P 14 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 7 参照
----	----------------------	--------

再掲	(NO.140) はたちのつどいの開催	P 15 参照
----	---------------------	---------

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

再掲	(NO.138) 子ども・若者健全育成支援事業	P 14 参照
----	-------------------------	---------

NO.162	教育研究、研修の充実	(教育指導課)
--------	------------	---------

小中学校に対する教育指定研究や教職員への研修等を計画的に推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。

再掲	(NO.133) 学習活動支援事業	P 13 参照
----	-------------------	---------

再掲	(NO.93) 情報教育推進事業	P 10 参照
----	------------------	---------

再掲	(NO.131) 小学校教科担当制等推進事業	P 13 参照
----	------------------------	---------

再掲	(NO.135) 地域教育機関等連絡協議会の開催	P 14 参照
----	--------------------------	---------

(3) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成

再掲	(NO.152) 市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	P 17 参照
----	------------------------------------	---------

再掲	(NO.153) 必要な支援策を届ける広報の充実	P 17 参照
----	--------------------------	---------

NO.163	子ども・若者育成支援推進強調月間	(青少年課)
--------	------------------	--------

- ・市ホームページ、広報いせはら等への記事掲載等による周知啓発
- ・啓発物品の配布
- ・こども・若者育成支援に向けたイベントの実施（少年地域体験学習事業、ふれあい工作ランド、若者のひきこもり支援講演会等）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策 ※各年度4月1日時点

※「教育・保育の量」：教育・保育施設の利用希望者数

(1) 1号認定（教育施設を希望する3～5歳）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	843人	771人	731人	723人	718人
②確保量（定員総数）	1,833人	1,833人	1,833人	1,833人	1,833人
認定こども園	1,483人	1,483人	1,483人	1,483人	1,483人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
私学助成を受ける幼稚園	350人	350人	350人	350人	350人
過不足（②－①）	+990人	+1,062人	+1,102人	+1,110人	+1,115人

(2) 2号認定（保育施設を希望する3～5歳）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	1,147人	1,111人	1,057人	1,041人	1,034人
②確保量（定員総数）	1,087人	1,087人	1,087人	1,087人	1,087人
認定こども園	443人	443人	443人	443人	443人
保育所	644人	644人	644人	644人	644人
過不足（②－①）	▲60人	▲24人	+30人	+46人	+53人

(3) 3号認定（保育施設を希望する0～2歳）

◆0歳

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	138人	137人	136人	134人	133人
②確保量（定員総数）	141人	141人	141人	141人	141人
認定こども園	18人	18人	18人	18人	18人
保育所	105人	105人	105人	105人	105人
小規模保育施設	18人	18人	18人	18人	18人
過不足（②－①）	+3人	+4人	+5人	+7人	+8人

◆1歳

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	260人	294人	288人	284人	281人
②確保量（定員総数）	272人	281人	281人	281人	281人
認定こども園	80人	80人	80人	80人	80人
保育所	168人	168人	168人	168人	168人
小規模保育施設	24人	24人	24人	24人	24人
既存施設の定員見直し	0人	9人	9人	9人	9人
過不足（②－①）	+12人	▲13人	▲7人	▲3人	0人

◆ 2 歳

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	345 人	331 人	358 人	350 人	347 人
②確保量（定員総数）	329 人	331 人	347 人	347 人	347 人
認定こども園	109 人	109 人	109 人	109 人	109 人
保育所	193 人	193 人	193 人	193 人	193 人
小規模保育施設	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人
既存施設の定員見直し	0 人	2 人	18 人	18 人	18 人
過不足（②－①）	▲16 人	0 人	▲11 人	▲3 人	0 人

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

（１）利用者支援事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数）	3 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
②確保量（実施か所数）	3 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
基本型	2 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足（②－①）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

◆ 地域子育て相談機関

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②確保方策（実施か所数）	0 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
過不足（②－①）	▲4 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

（２）地域子育て支援拠点事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	21,814 人	21,667 人	22,022 人	21,740 人	21,508 人
②確保量	（実施か所数）	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	（年間受入可能人数）	35,678 人	35,678 人	35,678 人	35,678 人
過不足（②－①）	+13,864 人	+14,011 人	+13,656 人	+13,938 人	+14,170 人

（３）妊婦健康診査事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	（年間実利用者数）	606 人	595 人	588 人	582 人
	（年間延利用回数）	7,063 回	6,935 回	6,853 回	6,783 回
②確保量（年間延利用回数）	8,484 回	8,330 回	8,232 回	8,148 回	8,064 回
過不足（②－①）	+1,421 回	+1,395 回	+1,379 回	+1,365 回	+1,351 回

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間訪問乳児数）	606人	595人	588人	582人	576人
②確保量（年間訪問乳児数）	606人	595人	588人	582人	576人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 養育支援訪問事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用件数）	5件	5件	5件	5件	5件
②確保量（年間延利用件数）	5件	5件	5件	5件	5件
過不足（②－①）	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

伊勢原市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、専門性の強化、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりに努めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	264人	264人	264人	264人	264人
②確保量	（実施か所数）	0か所	2か所	2か所	2か所
	（年間延利用者数）	0人	264人	264人	264人
過不足（②－①）	▲264人	0人	0人	0人	0人

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数） ※就学児童利用分	627人	648人	668人	689人	709人
②確保量（年間延利用者数） ※就学児童利用分	1,562人	1,562人	1,562人	1,562人	1,562人
過不足（②－①）	+935人	+914人	+894人	+873人	+853人

(9) 一時預かり事業

① 認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	26,259人	24,896人	23,656人	23,334人	23,176人
主に保育の必要性がない世帯（1号相当）による不定期の利用	9,970人	9,118人	8,645人	8,551人	8,492人
主に保育の必要性がある世帯（2号相当）による定期的な利用	16,289人	15,778人	15,011人	14,784人	14,684人
②確保量（年間延利用者数）	26,259人	24,896人	23,656人	23,334人	23,176人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

② 保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	1,786人	1,724人	1,687人	1,667人	1,652人
一時預かり事業（保育所等）	1,786人	1,724人	1,687人	1,667人	1,652人
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分					
休日保育（トワイライトステイ）					
②確保量（年間延利用者数）	1,752人	1,752人	1,752人	1,752人	1,752人
一時預かり事業（保育所等・民間）	1,267人	1,267人	1,267人	1,267人	1,267人
一時預かり事業（保育所等・公立）	390人	390人	390人	390人	390人
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分	95人	95人	95人	95人	95人
休日保育（トワイライトステイ）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（②－①）	▲34人	+28人	+65人	+85人	+100人

(10) 延長保育事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間実利用者数）	835人	827人	812人	799人	793人
②確保量（年間実利用者数）	835人	827人	812人	799人	793人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 病児・病後児保育事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	714人	687人	675人	665人	660人
就学前児童	476人	458人	450人	443人	440人
就学児童	238人	229人	225人	222人	220人
②確保量（年間延利用者数）	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人
過不足（②－①）	+750人	+777人	+789人	+799人	+804人

(12) 放課後児童健全育成事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間実利用者数）		955人	962人	966人	968人	969人
②確保量	1年生	314人	316人	312人	310人	307人
	2年生	271人	274人	279人	275人	278人
	3年生	211人	219人	221人	233人	232人
	4年生	111人	105人	106人	105人	107人
	5年生	36人	37人	36人	35人	34人
	6年生	12人	11人	12人	10人	11人
②確保量	（実施か所数）	18か所	18か所	18か所	19か所	19か所
	（年間実利用者数）	1,012人	1,052人	1,052人	1,072人	1,072人
過不足（②－①）		+57人	+90人	+86人	+104人	+103人

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）		52人	52人	52人	52人	52人
②確保量	教材費等	10人	10人	10人	10人	10人
	副食材料費	42人	42人	42人	42人	42人
②確保量（年間延利用者数）		52人	52人	52人	52人	52人
②確保量	教材費等	10人	10人	10人	10人	10人
	副食材料費	42人	42人	42人	42人	42人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人	0人

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は、新規参入等を促進するに当たり、必要に応じて実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用件数）		21件	21件	21件	21件	21件
②確保量（年間延利用件数）		21件	21件	21件	21件	21件
過不足（②－①）		0件	0件	0件	0件	0件

(16) 児童育成支援拠点事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）		480人	480人	480人	480人	480人
②確保量	（実施か所数）	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
	（年間延利用者数）	0人	0人	960人	960人	960人
過不足（②－①）		▲480人	▲480人	+480人	+480人	+480人

(17) 親子関係形成支援事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24回	24回	24回	24回	24回
年間実施回数／回	24回	24回	24回	24回	24回
年間参加延組数／組	120組	120組	120組	120組	120組
年間参加実組数／組	20組	20組	20組	20組	20組
②確保量（年間延利用者数）	24回	24回	24回	24回	24回
過不足（②－①）	0回	0回	0回	0回	0回

(18) 妊婦等包括相談支援事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	年間妊娠届出数／人	606 人	595 人	588 人	582 人	576 人
	一人当たり面談回数／回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	年間面談実施合計回数／回	1,818 回	1,785 回	1,764 回	1,746 回	1,728 回
②確保 量	こども家庭センター (年間面談実施合計回数)	1,818 回	1,785 回	1,764 回	1,746 回	1,728 回
過不足 (②－①)		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(19) 産後ケア事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	125人	122人	120人	119人	119人
②確保量（年間延利用者数）	125人	122人	120人	119人	119人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員数）		44人	43人	43人	43人
0歳		13人	12人	12人	12人
1歳		18人	17人	17人	17人
2歳		13人	14人	14人	14人
②確保量（必要定員数）		44人	43人	43人	43人
0歳		13人	12人	12人	12人
1歳		18人	17人	17人	17人
2歳		13人	14人	14人	14人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人

伊勢原市こども計画（令和7年度～令和11年度）【概要版】

発行 令和7年3月
 発行者 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地
 伊勢原市
 編集 子ども部 子ども育成課
 電話 0463-94-4638



©伊勢原市